

フラワーランド倶楽部会則

(名称)

第1条 本会は、フラワーランド倶楽部と称する。

(目的)

第2条 本会は、花と緑を愛好する会員が、花と緑を通じてあらゆる人と人、人と自然の交流を育み、花や緑に関する知識を向上させるとともに、やまぐちフラワーランドの発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 花と緑に関する講習会、見学会の開催
- (2) やまぐちフラワーランド広報誌の送付
- (3) やまぐちフラワーランドにおけるボランティア活動
- (4) やまぐちフラワーランド運営についての助言
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、やまぐちフラワーランド入園パスポート券の購入者で第2条の目的に賛同する個人をもって組織する。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に会費を添えて申し込むこととする。

(資格の喪失)

第6条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合はその資格を失う。

- (1) 死亡又は解散
- (2) 会費を納入しないとき

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査 2名
- (5) 事務局長 1名

2 前項の役員は、会員の中から選任する。

3 役員は任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- (3) 幹事は、会長の諮問に応じ重要な事項を審議し、本会の運営を推進する。
- (4) 事務局長は、会の会計及び会務の処理を行う。
- (5) 監査は、本会の事業及び会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、会長が召集する。

2 総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 会則の改廃に関すること
- (4) その他必要事項

3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

4 幹事会は、必要に応じて開催し、会の運営について審議する。

(会費)

第10条 本会の経費は、会費、助成金及び寄付金その他をもってこれに充てる。

2 会費の額は、年額1,000円とする。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(事業年度)

第11条 会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、やまぐちフラワーランド内に置く。

附 則

この会則は、平成18年4月14日から施行する。

平成19年4月15日 改正